

| 部 局 等 | 補助事業者<br>等<br>(事業主体) | 交付対象事業<br>の種別 | 年 度 | 交付金の交付<br>額 | 不当と認める<br>交付金の交付<br>額 | 摘 要                                                                                                                        |
|-------|----------------------|---------------|-----|-------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                      |               |     | 千円          | 千円                    |                                                                                                                            |
|       |                      |               |     |             |                       | しかし、対象工事ごとに工事費を確認したところ、人工芝新築工事では工事費が177,481,700円となっていて、当該工事に係る上限額230,000,000円を下回っていた。                                      |
|       |                      |               |     |             |                       | したがって、対象工事ごとに工事費と上限額とを比較して、少ない方の額を合計した適正な交付対象工事費317,481,000円により交付金の交付額を算定すると106,885,000円となることから、交付金17,681,000円が過大に交付されていた。 |
| (74)  | (75)の計               |               |     | 608,156     | 24,511                |                                                                                                                            |

令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施について

〔令和4年度決算検査報告122ページ参照〕  
〔令和5年度決算検査報告144ページ参照〕

#### 1 本院が要求した適宜の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

文部科学省は、令和元年度から3年度まで、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、都道府県、市町村等(以下「事業主体」という。)に対して公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。交付要綱によれば、補助金の補助対象経費は、事業主体が公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、校内LANの新設・更新の事業に必要な経費等とされている。また、同省は、2年に、補助事業についての基本的な考え方等を記載した各種資料(以下「説明資料」という。)を作成し、事業主体に対して通知等により計7回にわたり提供して、補助事業実施年度の翌年度以降の期間分のライセンス費用のほか、保守費用、代替機費用、校外施設費用等は補助の対象とならない経費(以下「補助対象外経費」という。)であることを周知している。

しかし、18事業主体において補助対象外経費を補助対象経費に含めていて補助金が過大に交付されている事態、また、説明資料ごとに補助対象外経費として挙げている内容が区々となっているなどしており、個々の説明資料では補助対象外経費について十分な理解が得られるものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣に対して5年10月に、次のとおり是正の処置を要求し並びに改善の処置を要求し及び意見を表示した。

ア 前記の18事業主体に対して、過大に交付されていた補助金を速やかに返還するように求めること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 補助金の交付を受けた事業主体に対して、補助対象外経費を網羅した資料等を示した上で、改めて実績報告書の内容を確認するよう求めること。そして、当該確認の結果、補助金が過大に交付されていたと認められる場合には、速やかに当該補助金の返還を求めること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

ウ 今後、校内LANの更新等を対象とする同様の事業を実施する際に、前記の18事業主体と同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、今回誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

## 2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 5年11月に通知を発出し、前記の18事業主体に対して、過大に交付されていた補助金を返還するよう求めた。

イ 6年5月に事務連絡を発出し、補助金の交付を受けた事業主体に対して、補助対象外経費を網羅したQ&A等を一覧で示した上で、改めて実績報告書の内容を確認してその結果を報告するよう求めた。そして、確認の結果、補助金が過大に交付されていたと認められた事業主体に対して、7年3月に当該補助金の返還を求めた。

ウ 今後、補助事業と同様の校内のネットワーク環境を整備するための工事が含まれる学校施設環境改善交付金事業等を実施する際に、前記の18事業主体と同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、十分な理解を得るための方策として、誤りの多かった点を記載した資料を上記の事務連絡と併せて送付するとともに、6年6月にホームページ上に公表するなどして周知を行った。

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 義務教育費国庫負担金の算定基礎定数のうち加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合における常勤の教職員の数への換算について

(令和5年度決算検査報告131ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、国が都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に対して交付するものであり、その額は、都道府県等の実支出額と政令に基づいて都道府県等ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1となっている。算定総額の